

平成23年4月1日  
規則第 21 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第30条第2項の規定に基づき、愛媛大学先端研究・学術推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、愛媛大学(以下「本学」という。)の理念と目標に沿い、特色ある分野で世界レベルの先端研究を推進するとともに、全学の学術基盤の充実を目指した研究戦略及び具体的な方策の構築等を通じて、本学の学術研究の推進に寄与することを目的とする。

(センター等)

第2条の2 機構に、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げるセンター及び室を置く。

- (1) 沿岸環境科学研究センター
- (2) 地球深部ダイナミクス研究センター
- (3) プロテオサイエンスセンター
- (4) アジア古代産業考古学研究センター
- (5) 宇宙進化研究センター
- (6) 学術支援センター
- (7) 総合情報メディアセンター
- (8) 埋蔵文化財調査室

(先端研究推進会議及び学術研究会議)

第3条 機構に、前条各号に掲げるセンター及び室並びに第9条に規定する先端研究高度支援室の重要事項について審議するため、先端研究推進会議を置く。

- 2 機構に、全学の学術基盤の充実を目指した研究戦略の構築等について審議するため、学術研究会議を置く。
- 3 先端研究推進会議及び学術研究会議に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 機構に、機構長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

第5条 機構に、前条第1項に掲げるもののほか、副機構長を置く。

- 2 副機構長は、本学の専任教員のうちから、機構長が推薦し、学長が任命する。
- 3 副機構長は、機構長の職務を補佐し、機構長が指示する機構の重要な業務を処理する。
- 4 副機構長の任期は、機構長の任期の末日を超えることはできない。ただし、再任は妨げない。

第6条 機構に、相談役及び参与(以下「相談役等」という。)を置くことができる。

- 2 相談役等は、機構長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 相談役等の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

第7条 機構に、客員教授を置くことができる。

- 2 客員教授の選考は、国立大学法人愛媛大学客員教授等称号付与規程の定めるところによる。
- 3 客員教授の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(学術研究協力者)

第8条 機構に、学術研究協力者を置くことができる。

- 2 学術研究協力者は、その知識、経験等を有効に活用することにより、機構の学術研究の推進活動に協力する。
- 3 学術研究協力者は、愛媛大学名誉教授又は学外有識者のうちから、機構長が推薦し、学長が委嘱する。
- 4 学術研究協力者の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(先端研究高度支援室)

第9条 機構に、全学の研究マネジメントの強化を図るとともに、第2条の2第1号から第5号までに掲げるセンターにおける先端研究の高度化を支援するため、先端研究高度支援室を置く。

- 2 先端研究高度支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(学術企画室)

第10条 機構に、機構長を補佐し、全学の学術研究推進に係る企画立案等を行うため、学術企画室を置く。

- 2 学術企画室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 機構に関する事務は、研究支援部において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学先端研究推進支援機構規則(平成18年規則第66号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年9月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。